

連名表を復歸先官衛又は事業場毎に作成し當該官衛又は事業場に送付すること

三、受入措置

イ、歸還軍人及傷疾軍人にありては關係各機關又は事業場をして優先採用せしむる如く措置すること

ロ、復歸先官衛又は事業場は廳府縣より送付せられたる連名表に基き速に採用の措置を講ずること

採用決定したるものに付ては廳府縣は工場事業場をして速に解雇又は微用解除の手續を執らしむること

ハ、事業の廢止、閉鎖又は縮少等に依り轉換困難なる者に付ては他の適當なる斯の種部門に優先採用せしむる如く斡旋すること

ニ、受入官衛、事業場、金融機關又は全國金融統制會(地方にありては同會地方委員)等の關係機關の積極的なる協力の下に實施し受入を拒避するが如きことなからしむること

ホ、建築關係者に付ては住宅營團(支部)、土建請負業者等に雇傭せしむる如く措置すること

四、其他
イ、其他必要事項に關しては別途通牒せらるる「工場事業場從業者の戦後應急措置」に依ること
ロ、昭和十八年九月二十三日厚生省告示第五百五十六號は八月二十三日廢止せられたること

原生年金保險に於ける短期脱退

手當金を支給すべき場合の追加指定

厚生年金保險に於ては原則として資格期間三年未滿の脱退者には、脱退手當金を支給せずして、其の期間

を通算することに依り年期又は長期の脱退手當金を受くる機會を得しめたのであるが、今次戦争終結に伴ひ相當多數の資格喪失者を生ずることが豫想されるに至つたので、微用解除其他從來の規定に依り短期脱退手當金を受けた者と同様、之に均霑せしむることとし、厚生省は昭和十九年告示第四十七號を左の如く改正した。

厚生省告示第八十九號(昭和二十年八月三十日)昭和十九年五月厚生省告示第四十七號(厚生年金保險法施行令第二十二條ノ二第四號ニ規定スル場合指定ノ件)中左ノ通改正ス

六ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
大東亞戦争ノ終結ニ因ル事業所ノ廢止又ハ縮少ニ因リ被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ

罹災都市に於ける應急簡易住宅

の建設

戦時中空襲に依り罹災したる都市の居住民に對して、政府は應急に簡易住宅を建設供給することとし、昭和二十年九月四日左の如く建設要綱を發表した。

罹災都市應急簡易住宅建設要綱

第一、方針

全國罹災都市に於ける假小屋居住の罹災者を主たる對象とし罹災者越冬對策の一環として所要の簡易住宅を緊急に建設す

第二、要領

一、建設主體

極力罹災者各自の自力建設に依ることとするも公共團體、住宅營團、貸家組合其他所在の住宅業者等に於ても之が建設に當るものとし戦時

建設團、勞務報國會等は之が建設に對し全面的に協力するものとす

二、建設戸數

第一次三十萬戸を目途とす(都市別建設戸數は別途決定す)

三、規模及規格

最も簡素にして且大量生産に適するものとす

四、建設方法

(イ) 從來の建設現場に於ける加工の外極力地方木材株式會社、工場其他所在の製材、加工の設備及勞力を動員し決定せる規格に基き政府の一元的統制の下に柱、梁、板材等住宅部品的大量製作供給を爲すものとす

(ロ) 自力に依り建設せんとする者に對しては右の加工したる住宅部品を供給し之が組立建築に當らしむるものとす

(ハ) 自力に依り建設し得ざる者に對しては住宅營團、土木建築業者等に於て適正なる請負價格を以て建設に當るが如く所要の措置を講ずるものとす

(ニ) 資金上自力建設を爲し得ざる者に對しては別途低利資金の融通を爲すの外公共團體、住宅營團等に於て建設の上賃貸又は分譲するものとす

五、資材

(イ) 各種資材の所要量は概ね別紙の通り
(ロ) 各所要資材は政府に於て之が供給を確保するの外地方廳、地方木材株式會社、工場、住宅營團、戦時建設團等の手持資材を全面的に活用するものとす